

国立大学法人東京農工大学フルタイム契約職員の年俸制給与に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (諸手当)                      第4条 年俸制適用職員の諸手当は、管理職手当、住居手当、通勤手当、特勤手当、特種勤務手当、超過勤務手当 <u>及び</u> 宿日直手当 <u>とし、別に定めるところにより支給することができる。</u>                      2 前項の諸手当は、非常勤職員給与規程第6条の2から第12条の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。                      3 (略)</p>	<p>本則                      (諸手当)                      第4条 年俸制適用職員の諸手当は、管理職手当、住居手当、通勤手当、特勤手当、特種勤務手当、超過勤務手当、<u>宿日直手当</u> <u>及び入試手当とする。</u>                      2 前項の諸手当は、非常勤職員給与規程第6条の2から第12条 <u>の2</u>の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。                      3 (略)</p>	<p>非常勤職員給与規程の令和2年度改正に伴い、入試手当を追加する改正</p>

附 則(令和4年4月1日細則第3号)

この細則は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度に実施する入学試験に係る入試手当の支給から適用する。